

令和4年度第4回
八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 議事録（要旨）

開催日時	令和4年10月11日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで	開催場所	八潮市役所 3階 委員会室
出席者	八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員（秋山委員、坂本委員、石原委員、豊田委員、山口委員）		
傍聴者	1名		
内容	令和4年度第4回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会 （1）開会 （2）会長あいさつ （3）報告 「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」に対する意見募集の実施結果と対応について （4）議事 八潮市個人情報保護条例の見直しに関する答申（案）について （5）閉会		
提供資料	次第 資料1 「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」に対する意見募集の実施結果と対応について 資料2 八潮市個人情報保護条例の見直しに関する答申（案）		

【議事詳細】

令和4年度第4回八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 報告

「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」に対する意見募集の実施結果と対応について

◆資料1 「「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」に対する意見募集の実施結果と対応について」に基づき、令和4年8月19日（金）から令和4年9月17日（土）までの間に実施した意見募集の実施結果とその対応について報告を行った。

【質疑応答】

○委員からの質問

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という）及び八潮市個人情報保護法施行条例（以下「新条例」という）に基づき、個人情報の保護が図られることとなる。しかし、市民は、個人情報の漏えいについて、不安や心配があると思う。新条例の施行後、市職員は、事務を執行するに当たり、どのように条例を運用するのか。

○事務局からの回答

市職員は、事務を執行するに当たり、改正法及び新条例に基づき、個人情報を保護するための施策を実施することとなる。このため、新制度のもとでの個人情報の取扱いに関するマニュアル等を整備し、周知する。また、個人情報保護の重要性についても再認識するよう働きかけていきたい。

○委員からの質問

他自治体の個人情報保護法施行条例等は、いつ頃、制定されるか。

○事務局からの回答

埼玉県内の多くの自治体では、個人情報保護法施行条例等を12月に招集される各自治体の議会へ議案として提出すると伺っている。

○委員からの意見

当審議会で議論した内容及びその意見が、資料1のパブリックコメントの意見と対応に反映されていると感じた。

(4) 議事

八潮市個人情報保護条例の見直しに関する答申（案）について

◆資料2「八潮市個人情報保護条例の見直しに関する答申(案)」に基づき説明を行った。

【質疑応答】

○委員からの質問

資料2の8ページ「2個人情報ファイル簿の作成、公表に関する規定」について、「八潮市ホームページにおいても掲載し」とあるが、具体的にはどのように掲載するのか。また、掲載時期はいつ頃の予定か。

○事務局からの回答

個人情報ファイル簿の掲載に当たっては、市民にとって分かりやすいものである必要があるため、ホームページへの掲載方法については、現在検討中である。

掲載時期については、新条例の施行日は令和5年4月1日を予定しているため、施行日以降、準備ができ次第掲載する予定である。

○委員からの質問

資料2の12ページ、「6開示の実施時における本人確認」について、改正法ではオンラインによる開示が認められているが、情報セキュリティ対策に問題はないか。

○事務局からの回答

オンラインによる開示について、市の情報セキュリティは確保されている。しかし、個人のパソコン等の情報セキュリティ対策は、それぞれが行う必要がある。

※各項目における説明及び質疑応答を終え、八潮市個人情報保護条例の見直しに関する答申（案）について、委員の了承を得た。

(5) 閉会